

児童虐待の早期発見のために保育者養成段階の 学生に求められる視点

歌川 望結¹⁾ 初澤 宣子^{1) 2)}

Perspectives required of junior college students in the training stage of nursery teachers
for early detection of child abuse

Miu Utagawa¹⁾ Noriko Hatsuzawa^{1) 2)}

1) 桜の聖母短期大学 Sakura no Seibo Junior College

2) 鎌倉女子大学 児童学部 Faculty of Child Studies, Kamakura Women's University

<要 旨>

本研究の目的は、保育者養成段階にある学生が、子どもや保護者の様子から虐待の疑いがあると判断する視点を明らかにすることであった。短期大学生22名及び教職員26名を対象に質問紙調査を行った結果、学生の方が教職員に比べて虐待判断に消極的であることが示唆された。特に、学生は身体的な症状や目視可能な特徴のない虐待に対しては、虐待と判断しにくいことが明らかになった。保育者養成段階から、被虐待児に見られる不安定さ、無気力、攻撃性の高さ、また虐待の疑われる保護者に見られる幼稚園、保育所等との関わりへの否定的態度といった具体例を伝え、虐待の早期発見に有用な視点を育む必要性が示唆された。

Abstract

This study aimed to identify the perspectives which students in the nursery teacher training stage judge suspected abuse based on the condition of children and their parents. A questionnaire survey of 22 junior college students and 26 faculty members suggested that the students were more passive in judging abuse than the faculty members. Especially, it was difficult for students to judge abuse without physical symptoms or visible characteristics as abuse. In order to develop perspectives useful for early detection of abuse, students in the nursery school teacher training stage should study the concrete examples, such as instability, lethargy, and aggressiveness seen in abused children. And they should learn other examples such as negative attitudes of parents suspected of abuse toward relationships with nursery schools and kindergartens.

Key words : 児童虐待 (child abuse)、短期大学生 (junior college student)、保育者 (nursery teacher)

I 問題と目的

乳幼児に対する虐待が、深刻な社会問題となっている。厚生労働省（2019）によれば、児童虐待によって死亡した児童のうち、乳幼児が占める割合は毎年8割を超えている。深刻化する乳幼児に対する虐待を防ぐことは急務であり、保育士や幼稚園教諭といった保育者による早期発見が一層重要になる。乳幼児の虐待の早期発見のためには、新任の保育者になる前から、すなわち養成課程に在籍する学生の段階から虐待への理解・認知を深めることが求められる。

ところで、保育者はどのように虐待の疑いがあると判断するのだろうか。虐待の判断に関連して、文部科学省（2019）は「虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】」というチェックリストをWeb上で公開している。このチェックリストは、虐待だと断定するものではないが、リスクを判断する際の目安として「子どもの様子」について10分類28項目、「保護者の様子」について5分類17項目を示している（表1）。

各分類の妥当性を示す知見もいくつか報告されている。例えば、子どもの「精神的に不安定」や「無関心、無反応」といった様子について、浜谷（2002）は外傷的な体験によってフラッシュバックや全般的な反応性の麻痺が引き起こされることを指摘している。また、「攻撃性が強い」について、石川（2006）は被虐待児の敵意帰属バイアス（加害者の意図をことさら悪意に解釈する傾向）の高さを報告した。個人的目標を設定する傾向が強く、対人関係的目標とバランスよく調整する傾向が弱いとされている。保護者の「心身の状態」といった様子について、鍋倉（2017）は育児不安を抱えている等のその精神状態が育児に対する負担感を一層増長させる悪循環を指摘している。また、「幼稚園、保育所等との関わり」について、青柳ら（2015）は信頼関係を築きにくい保護者の特徴として、批判的・威圧的な態度、家庭の問題に関わることに拒否、対応への不満を理由とする攻撃が見られることを挙げている。チェックリストは簡便であり、適切に活用することで、虐待の早期発見に寄与することが期待される。新任の保育者にとっても有用であると推察されることから、虐待判断のために保育者養成段階から育むべき視点として参考になると考えられる。

しかし、先行研究によれば、保育者の大半が児童虐待の定義と内容について理解しているものの（堀・西館，2014）、通告に至らない場合もあることが指摘されている。例えば、望月ら（2008）は①虐待の判断が難しいこと、②葛藤があること、笠原（2018）は③保護者の言い分への対応等の不安があることが、通告をためらう理由であると述べている。特に、新任の保育者ならではの葛藤もある。様々な考えを持つ保護者がいる中で、保護者対応が難しく（加藤・安藤，2012）、特に家庭の問題等には保育者が関わり難しさを感じる事例が多い（蘇，2018）。主任保育士や園長に相談しても通告に至らない事例も報告されており、その背景には「子どもの訴えや傷が発見できても、どの範囲に当てはまるのか、疑いから確信へ持っていくことが難しい」「子どもの個性や背景、体調不良時の母親の態度から、羨か虐待か否かの判断をすることが難しい」「虐待の捉え方の違いにより、虐待と確信することは難しい」といった理由が挙げられていた（望月ら，2008）。このように新任の保育者にとっては、乳幼児や保護者の様子から、いち早く虐待の判断を下すことが困難であると推察される。仮に、前述したチェックリストに掲載されている項目の中で、保育者養成課程に在籍する学生が虐待の疑いを持つまたは持ちにくい子どもや保護者の様子を明らかにすることができれば、新任の保育者が虐待を判断するために保育者養成段階から育むべき視点が浮かび上がってくるのではないだろうか。

そこで本研究では、保育者養成段階にある学生が、子どもや保護者の様子から虐待の疑いがあると判断する視点を明らかにすることを目的とする。具体的には、保育者養成課程に通う短期大学生及び教職員を対象に文部科学省（2019）のチェックリストを用いた質問紙調査により、子どもや保護者の様子から虐待であると判断する上でどのような視点に差が見られるか比較検討する。保育者養成段階における虐待に関する教育の充実と、乳幼児の虐待の早期発見に寄与することを目指す。

表1 保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等の様子や状況例【乳幼児期】

子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。 担任教諭、保育士等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてくようとするなど、過度のスキンシップを求める。
	気になる行動	不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫菌の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心でなかったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	保護者の様子	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
幼稚園、保育所等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。	

Ⅱ 方 法

1. 調査協力者

福島市内の保育者養成課程を有する短期大学の学生及び教職員に協力を得た。分析対象者は、学生22名（男性0名、女性22名、平均年齢19.5歳）、教職員26名（男性7名、女性19名）であった。なお、教職員の年代は20代3名、30代5名、40代8名、50代7名、60代3名であった。

2. 調査時期

調査は、2021年10月上旬に実施した。

3. 調査手続き

Formsを使用した無記名自記式質問紙調査を行った。

文部科学省（2019）のチェックリストから、「子どもの様子」28項目と「保護者の様子」17項目を用いた。各項目について虐待が疑われると判断するかについて4件法でたずねた。その他に年齢・性別の回答を求めた。

なお、調査協力者には、Forms前文及びURLを記載したメールにて、回答は自由意志であり、拒否や中断をした場合の不利益はないこと、個人名が第三者に特定されないことがないこと、並びに本研究の目的と内容を明示した。

Ⅲ 結 果

分析には、R（ver4.1.1）を用いた。欠損値処理は、ペアワイズ法を用いた。

学生と教職員との間の虐待判断の差を検討するため、学生群と教職員群の2群による t 検定を行った。その結果、「子どもの様子」については教職員群の方が学生群よりも虐待判断が有意に高かった（ $t(42.953)=3.12, p=.00$ ）。一方、「保護者の様子」には差がなかった（ $t(44.037)=1.50, p=.14$ ）。続いて、項目別に学生群と教職員群の2群による t 検定を行った。学生群と教職員群の平均値と標準偏差の一覧を表2に示す。

表2 学生群と教職員群の平均値と標準偏差及び t 検定の結果

	学生群		教職員群		t 値
	M	SD	M	SD	
子どもの様子	1.73	0.39	2.18	0.61	3.12**
健康状態	2.39	0.82	2.62	0.97	0.87
精神的に不安定	1.45	0.36	1.85	0.70	2.48*
無関心、無反応	1.75	0.55	2.50	0.77	3.80***
攻撃性が強い	1.79	0.62	2.38	0.85	2.73**
孤立	2.59	0.67	2.88	0.59	1.62
気になる行動	1.95	0.66	2.43	0.71	2.40*
保護者への態度	1.42	0.37	1.76	0.73	2.03*
身なりや衛生状態	1.45	0.38	1.83	0.64	2.51*
食事の状況	1.76	0.47	2.33	0.76	3.20**
登園状況等	1.30	0.40	1.73	0.59	2.95**
保護者の様子	1.66	0.28	1.81	0.42	1.50
子どもへの関わり・対応	1.56	0.43	1.60	0.49	0.27
きょうだいとの差別	1.59	0.45	1.63	0.71	0.26
心身の状態	2.00	0.54	2.29	0.50	1.91
気になる行動	1.73	0.39	2.01	0.59	1.99
幼稚園・保育所等との関わり	1.32	0.35	1.42	0.43	0.94

* $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

1. 学生群と教職員群間での虐待判断に差があった項目

まず、学生群と教職員群間で虐待判断について差が見られたのは、「精神的に不安定」($t(38.813)=2.48, p=.02$)、「無関心・無反応」($t(46)=3.80, p=.00$)、「攻撃性が強い」($t(46)=2.73, p=.01$)、「気になる行動」($t(46)=2.40, p=.02$)、「保護者への態度」($t(38.544)=.03, p=.05$)、「身なりや衛生状態」($t(41.458)=2.51, p=.02$)、「食事の状況」($t(42.535)=3.20, p=.00$)、「登園状況等」($t(46)=2.94, p=.01$)、「気になる行動」($t(43.721)=2.0, p=.05$)の9項目であった。いずれも教職員群は学生群よりも平均値が有意に高かった。教職員は学生よりも子どもの様子から虐待であると判断することに積極的であると考えられた。

2. 学生群と教職員群間での虐待判断に差がなかった項目

次に、学生群と教職員群間で虐待判断について差が見られなかったのは、「健康状態」($t(46)=.87, p=.39$)、「孤立」($t(46)=1.62, p=.111$)、「子どもへの関わり・対応」($t(46)=.27, p=.79$)、「きょうだいとの差別」($t(42.883)=.27, p=.80$)、「心身の状態(健康状態)」($t(43.291)=1.90, p=.062$)、「幼稚園・保育所等との関わり」($t(45.949)=.94, p=.4$)の6項目であった。子どもの「健康状態」や保護者の様子から虐待であると判断することは、教職員と学生に差がないと考えられた。

IV 考 察

本研究の目的は、保育者養成段階にある学生が、子どもや保護者の様子から虐待の疑いがあると判断する視点を明らかにすることであった。分析の結果、学生群と教職員群では、虐待と判断する様子と判断しない様子に明確な差があり、全体的に学生群の方が虐待判断に消極的であることが示唆された。

1. 本研究のまとめ

本研究の結果は、新任の保育者にとって虐待判断が難しいとする先行研究(望月ら, 2008など)の知見とも一致している。教職員群は、保育経験、育児経験、保育に関する教育経験等と多方面からの観点から判断していると考えられる。また、虐待事例に直接的あるいは間接的に関わった経験もあると推察されることから、リスクマネジメントの観点からも積極的な虐待判断を行うと考えられる。一方で、学生群は、養成校での学びから虐待を判断していることが考えられる。実際の虐待事例に関わる機会だけでなく、実習以外で子どもと関わる経験が少ないことから、子どもや保護者のどのような様子が虐待のリスクを示唆しているのか結びつけることが困難であったと考えられる。特に、学生は身体的な症状や目視可能な特徴のない虐待に対しては、虐待と判断しにくいことが明らかになった。この結果は、学生でも身体的虐待であれば教職員と遜色なく判断できると肯定的に捉えられる反面、肌が露出している部位以外に虐待を行っている場合や、心理的虐待・ネグレクト・性的虐待といった虐待を行っている場合は判断できない危険性も露呈しているといえるだろう。

子どもや保護者の顔色、表情、仕草といった様子から、虐待が疑われるか判断できるよう、養成段階から虐待の早期発見へ向けた啓発をする必要がある。具体的には、被虐待児には「精神的に不安定」や「無関心、無反応」(浜谷, 2002)、「攻撃性が強い」(石川, 2006)といったアンビバレントな様子が見られること、保護者には「幼稚園、保育所等との関わり」に否定的(青柳ら, 2015)な様子が見られること等といった視点を育むことが求められる。ただし、養成段階の学びを充実させただけでは、虐待の疑いを判断できるようになるわけではない。虐待の判断が難しい場合には、同僚や主任保育者、園長に相談すること、園全体で検討や判断を行い、児童相談所等の関係機関に通告することといった、適切な援助要請の出し方についても周知徹底が必要であると推察される。

2. 今後の課題

本研究では、保育者養成段階にある学生及び保育者養成に携わる教職員を対象として質問紙調査を行った。サンプル数は48名であり、結果の一般化には限界がある。今後は、サンプル数を増やすとともに、虐待が疑われると判断する基準をより詳細に検討するために面接調査等も組み合わせる必要があるだろう。また、新任の保育者を含め、経験年数によって虐待の疑いがあると判断する視点がどのように変化するのかといった、保育者としての熟達段階に応じた検討も必要である。一人でも多い乳幼児の虐待の早期発見に向けて、さらなる虐待判断の啓発や、保育者養成段階における教育の充実が期待される。

文 献

- 1) 厚生労働省 (2019). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第15次報告) < https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00003.html > 2022年11月30日参照
- 2) 文部科学省 (2019). 学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き < https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf > 2022年11月30日参照
- 3) 浜谷直人 (2002). 虐待・ネグレクトを受けた子どもの行動と保育. 人文学報教育学, 37, 25-45.
- 4) 石川丹 (2006). 攻撃性の発達と予防的対応. 楡の会発達研究センター報告, 8, 1-6.
- 5) 鍋倉早百合 (2017). 自分の子どもを虐待した母親の研究 — 養育のための社会保障の充実を求めて. 創価大学大学院紀要, 28, 245-261.
- 6) 青柳千春・阿久澤智恵子・金泉志保美・松崎奈々子・下山京子・佐光恵子 (2015). 児童虐待疑い事例の保護者対応における養護教諭の困難感の検討. 小児保健研究, 366-374.
- 7) 堀真衣子・西館有沙 (2014). 虐待に関する保育所保育士および幼稚園教諭の認識. とやま発達福祉学年報, 5, 25-30.
- 8) 望月初音・北村愛子・大久保ひろ美・田邊千夏・小尾栄子・埴晶子 (2008). 子どもの早期発見・予防に関する研究 — 保育士が子どもの虐待を疑った時の対応と苦慮していること. 研究紀要 Bulletin of Tsukuba International University, 14, 175-188.
- 9) 笠原正洋 (2018). 保育所保育士を対象にした児童虐待防止での専門職連携実践に関する短期研修が通告の抵抗感に及ぼす効果. 中村学園大学発達支援センター研究紀要, 9, 19-24.
- 10) 加藤由美、安藤美華代 (2012). 新任保育者の抱える困難に関する研究の動向と展望. 岡山大学大学院教育学研究科研究集録, 151, 23-32.
- 11) 蘇珍伊 (2018). 若手保育者が抱える保護者支援の困難さ. 中部大学現代教育学紀要, 10, 89-93.

付 記

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。なお、本論文は、第一著者が2021年度に桜の聖母短期大学へ提出した卒業論文をもとに、再分析及び加筆・修正をしたものである。

調査にご協力いただきました皆様に心より御礼申し上げます。